

手のひら静脈認証規定

1. (手のひら静脈認証)

- (1) 手のひらの静脈認証とは、お客様と当金庫との取引について、預金者本人であることの確認手段のひとつとして用いる認証方式の一つで、ICキャッシュカード規定に定めるICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）上のICチップ（以下「IC」といいます。）に当金庫所定の機器、操作および手続きにより、当金庫が認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の手のひら静脈パターンを登録（登録した手のひら静脈パターンを「手のひら静脈認証データ」といいます。）し、これを当金庫所定の機器により当該利用者の手のひら静脈パターンと照合すること（以下「手のひら静脈認証データの照合」といいます。）により認証を行うものをいいます。
- (2) 手のひら静脈認証データの照合は、お客様と当金庫との取引において、当金庫が預金者本人であることの確認（以下「本人確認」といいます。）手段の一つとして利用するものです。当金庫が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じてICカードの暗証番号の入力、その他の本人であることを確認する手段と併せて使用するものとします。
- (3) 手のひら静脈認証を使用する当金庫との取引については、原則として本規定の第5条に定めるところによります。

2. (手のひら静脈認証契約の締結と手のひら静脈認証データの登録)

- (1) 手のひら静脈認証契約の締結にあたっては、あらかじめICカードの申込が必要となります。
- (2) 手のひら静脈認証契約は、利用者がICカードを持って当金庫所定の窓口にて当金庫所定の書面による届出を行い、当金庫が届出内容を確認して、当金庫所定の機器によりICカード上のICに手のひら静脈認証データを登録した時から効力が発生し、ICカードの利用が可能になります。
- (3) 手のひら静脈認証データの登録は、前項の当金庫所定の書面による届出時に行うものとします。
- (4) 手のひら静脈認証契約の締結および手のひら静脈認証データの登録にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当金庫は手のひら静脈認証契約をお断りすることがあります。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 手のひら静脈認証データの登録・変更は、当金庫所定の窓口にてお取扱いたします。
- (2) 手のひら静脈認証データの照合は、当金庫所定の窓口およびICカードに対応する当金庫所定の現金自動預入払出兼用機（以下「預入払出機」といいます。）にてお取扱いたします。

4. (手のひら静脈認証の対象預金)

- (1) 手のひら静脈認証の対象とすることができる預金口座の種類は次の通りです。
 - ① カードの発行口座となる普通預金口座（決済用普通預金口座を含みます。）
 - ② その他当金庫所定の預金口座
- (2) 前項(1)の預金口座を手のひら静脈認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当金庫所定の窓口で当金庫所定の書面により届け出てください。削除の場合も同様とします。

5. (手のひら静脈認証の利用範囲)

- (1) 手のひら静脈認証対象口座の預金に関し、当金庫所定のICカードに対応する支払機および振込機で払戻し（預金の払戻しによる振替・振込取引も含みます。）、暗証番号の変更、その他当金庫所定の取引をする場合は、手のひら静脈認証による本人確認を行います。なお、詳細は第6条に規定するところによります。
- (2) 手のひら静脈認証対象口座の預金に関し、当金庫のICカード未対応の支払機および振込機で照会、払戻し、暗証番号の変更その他当金庫所定の取引を行う場合、および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務

を提携した金融機関（提携信用金庫、郵便局および㈱アイワイバンク銀行を含みます。以下「提携先」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合は、手のひら静脈認証による本人確認は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取引を行います。

(3) 手のひら静脈認証対象口座の預金に関し、当金庫所定の窓口で払戻し（預金の払戻しによる振替・振込取引も含みます。）等をする場合は、手のひら静脈認証データの照合が必要になります。なお、詳細は第6条に規定するところによります。

(4) 手のひら静脈認証をご利用されている場合の届出事項の変更の受付は、手のひら静脈認証データの照合、書類に使用された印影と届出の印鑑との照合等、当金庫所定の本人確認を実施の上行います。

手のひら静脈認証データの照合により本人確認を実施した場合に、当金庫が手のひら静脈認証データの一部を確認して取扱った時には、届出事項の変更に関する書類に偽造・変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負わないものとします。

(5) その他、当金庫が必要と認めた場合は、手のひら静脈認証による本人確認を行います。

6. (預金の払戻し・振替・振込・解約等および手のひら静脈認証データの照合)

(1) 手のひら静脈認証対象口座の預金に関し、当金庫所定のICカードに対応する預入払出機で各種照会・払出し（預金の払出しによる振替・振込取引も含みます。）・暗証番号の変更、その他当金庫所定の取引を行う時は、当金庫所定のICカードに対応する預入払出機の画面表示等の操作手順に従って、預入払出機にICカード（またはICカードと通帳）を挿入しご利用ください。

(2) 当金庫所定の窓口にて、手のひら静脈認証対象口座の預金の払戻し（預金の払出しによる振替・振込取引も含みます。以下「払戻し等」といいます。）を行う時は、当金庫所定の払戻請求書にICカードの口座番号、氏名、金額をご記入の上、ICカードとともに提出してください。

(3) 前項(1)(2)の取引について、当金庫は手のひら静脈認証データについて、当金庫所定の機器によって同一性が認定され（以下「手のひら静脈認証データの一致」といいます。）、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し等を行います。ただし、預入払出機で手のひら静脈認証対象口座の解約は行えません。

手のひら静脈認証データの一致を確認して取扱った時には、払戻請求書に偽造・変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負わないものとします。

(4) 手のひら静脈認証対象口座の払戻し等は、当金庫が特に定めた場合を除き、届出の印鑑によるお取扱いはできません。

(5) 前項、(3)(4)の規定にかかわらず、当金庫が当金庫所定の機器で手のひら静脈認証による照合が不可能と判断した場合、当金庫所定の方法で払戻し等をする場合があります。その場合、当金庫が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしましたうえは、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (手のひら静脈認証データの変更)

手のひら静脈認証データの変更を行う場合は、当金庫所定の窓口にて、当金庫所定の書類を届出てください。当金庫は、本人確認等、当金庫所定の手続きをした後に手のひら静脈認証データの変更を行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

8. (カードの更新・事故・使用不能時等の手続き)

(1) 手のひら静脈認証データを登録したICカードの更新、事故およびICカードの使用不能などにより、新しいICカードに切り替えた場合は、速やかに新しいICカードに手のひら静脈認証データの登録手続きを行ってください。

(2) 前項(1)の場合において、新しいＩＣカードに手のひら静脈認証データが登録されるまでの間は、新しいＩＣカードはご利用いただけません。

(3) 当金庫所定の窓口において、当金庫が真にやむをえないと認めた場合は、手のひら静脈認証データの照合の方法によらず、払戻し等をする場合があります。その場合、当金庫が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうへは、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (手のひら静脈認証装置の障害時の取扱い)

手のひら静脈認証データの照合を行う当金庫所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由がある場合は、手のひら静脈認証対象口座の預金払戻しまたは解約等の受付を一時的に中止する場合があります。また、当金庫に故意、重大な過失がない場合には、当金庫は免責されるものとします。

10. (代理人)

(1) 預金者本人は、ＩＣカードによる手のひら静脈認証対象口座の預金の預入れ、払戻し、振替、振込等につき、代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)を届出することができます。

(2) 前項(1)の場合、代理人は預金者本人が同席の上、代理人のＩＣカードに代理人の手のひら静脈認証データを登録する必要があります。

代理人が手のひら静脈認証データを登録した場合には、代理人についても本規定を適用します。

(3) 当金庫所定の手続きにより代理人の手のひら静脈認証データを登録した場合、当金庫はＩＣカードに登録された代理人の手のひら静脈認証データとの照合を行います。

(4) 代理人の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当金庫は責任を負いません。

(5) 手のひら静脈認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者本人から当金庫へ届出をしてください。

11. (手のひら静脈認証契約の解約)

手のひら静脈認証契約は、以下の場合、解約となります。

(1) 本人から手のひら静脈認証契約の解約の申出があった場合。

本人から手のひら静脈認証契約を終了する旨の届出を当金庫が受付け、所定の手続きが完了した時。なお、手のひら静脈認証データを登録したＩＣカードの紛失やカード種類の変更、有効期限到来などにより、新しいＩＣカードに切り替えた場合は、手のひら静脈認証データは無効となるものとします。ただし、解約の手続きを行わない限り、手のひら静脈認証契約は引き続き有効なものとします。

(2) 本人からＩＣカードの解約の申出があった場合。

本人からＩＣカードの解約する旨の申出を当金庫が受付け、所定の手続きが完了した時。

(3) 手のひら静脈認証対象口座が解約された場合。

預金者本人から手のひら静脈認証対象口座を解約する旨の申出を当金庫が受付け、所定の手続きが完了した時。

(4) ＩＣカードが利用停止となった場合。

本規定、ＩＣキャッシュカード規定により、当金庫がＩＣカードの利用を停止した場合は、手のひら静脈認証契約も解約となります。

12. (規定の運用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、定期性総合口座取引規定、ＩＣキャッシュカード規定お

よび振込規定により取扱います。

13. (規定の変更)

- (1) 当金庫は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認めるときは、本規定を変更することができるものとします。
- (2) 当金庫は、前項による本規定の変更をするときは、1か月以上の相当な期間をもって効力発生日を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生日を店頭表示、インターネットの利用その他の相当の方法により周知します。
- (3) 本規定の変更は、前項の効力発生日から適用されるものとします。

14. (キャッシュカードの偽造・盗難)

- (1) 利用者は、ICカードが盗難にあったこともしくは紛失したことを知った時、または偽造・変造により他人に不正利用されたことにより手のひら静脈認証対象口座に関して損害が生じたことを知った時は、遅延無く、次の各号に掲げる諸手続きをお取りいただきます。
 - ① 当金庫所定の書面もしくは電話による当金庫への届出
 - ② 所轄警察署への届出
 - ③ 不正使用者の発見に必要な努力または協力
 - ④ その他損害の防止軽減に必要な努力
- (2) ICカードを盗難または紛失し、もしくは偽造・変造され、かつICカードが他人に不正利用されたことによって発生した手のひら静脈認証対象口座に関する損害については、利用者の責任となります。

【個人情報保護法関連条項】

- (1) 手のひら静脈認証の申込者および申込者の代理人は、当金庫が次の目的のためにICカード上のICに自己の手のひら静脈パターンを記録・保管することに同意します。
- (2) 手のひら静脈認証データは、当金庫所定の機器により、申込者またはその代理人の静脈パターンとIC上の静脈パターンを照合することにより、当金庫との間の取引について、当金庫が預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (3) 手のひら静脈認証を使用する当金庫との間の取引については、原則として以下に定めるところによります。

ただし、代理人の取引は、手のひら静脈認証対象口座に対する払戻し（預金の払戻しによる振替・振込も含みます。）、振替、振込に限ります。

 - ① 手のひら静脈認証口座の預金に関し、当金庫所定の窓口にて払戻し（預金の払戻しによる振替・振込も含みます。）または解約をする場合。
 - ② 手のひら静脈認証をご利用されている場合の届出事項の変更の場合。
 - ③ 手のひら静脈認証対象口座の預金に関し、当金庫所定のICカードに対応する預入払出機で各種照会、払戻し（預金の払戻しによる振替・振込も含みます。）、暗証番号の変更、その他当金庫所定の取引をする場合。
 - ④ その他、当金庫が必要と認めた場合。（ただし、信用金庫法施行規則等により、適切な業務運営、その他必要と認められる場合に限ります。）

以上